

「道の駅おおあらい」(仮) 再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託仕様書

1 目的

本町における複合型交流拠点施設として整備検討を進めている「道の駅おおあらい」(仮)へ再生可能エネルギー設備を導入することにより、エネルギーの地産地消による経済循環や、町の財政負担を最小限にした持続可能な道の駅の運営、東日本大震災を踏まえた防災拠点の確立を図るほか、町民等に対し、SDGs やカーボンニュートラルにも資するエネルギー構造の高度化への理解促進を図るため、道の駅におけるエネルギー需要量の調査や、再生可能エネルギー導入効果等の分析結果を用いて、導入計画書を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

道の駅おおあらい(仮) 再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日(金)まで

(3) 場所

大洗町内

3 業務内容

(1) 本業務は、以下に示す項目について実施する。

① 現状調査及び整理

道の駅対象地の状況について、情報整理した上で、現地確認を行い現状を把握する。その上で、整理・把握した情報をもとに対象地において、再生可能エネルギー設備が設置可能な箇所を把握整理する。

② エネルギー需要量調査

道の駅のエネルギー需要量を把握するため、他道の駅等の既往データからエネルギー消費量(年間・月間)を調査する。また、時間変動に伴う電力需要特性などの調査検討を行う。把握したエネルギー需要に対応するために必要となる再生可能エネルギー設備の規模について把握する。

③ 再生可能エネルギーの導入検討

道の駅対象地の設置可能箇所において、再生可能エネルギー設備を設置する整備パターンを複数設定したうえで、設備容量、想定発電量、概算工事費、事業収支、技術的課題等について概略検討を行い、比較し、最適案を選定する。

また、検討にあたっては、発電電力の有効活用や防災性向上の視点から蓄電池システム等の導入についても併せて検討する。選定した最適案については、必要な整備内容及び概算工事費等について取りまとめることとするが、取りまとめにあたっては、

導入コストだけではなく、20年後の利用も考慮して太陽光パネルやパワーコンディショナーのメーカー選定も行い、発電量やメンテナンスコストも含めて最適化を図るものとする。

④ 導入効果及び広報手段の検討

最適案導入の効果として、CO₂排出量の削減やエネルギーコストの削減の効果、道の駅敷地内施設への売電収入等を算定するとともに、環境教育的な見地も含め最適な広報手段について検討する。

⑤ 導入計画書の作成

上記検討結果を踏まえ、再生可能エネルギー設備導入に向けたコンセプトや方針等を示した基本計画を作成するとともに、導入する再生可能エネルギー設備等について基本設計を行う。

なお、建物の屋根上に再生可能エネルギー設備を設置する場合は、対象となる建築物の構造等を調査し、再生可能エネルギー設備の設置可能性について検証を行う。

⑥ 今後の課題の整理

事業実施に向けた課題が発生した場合には、随時、その課題を整理するとともに、解決に向けた方策を検討する。

⑦ 道の駅検討委員会との連携

必要に応じて道の駅整備検討委員会への出席及び説明を行う。また、検討委員の意見を聴取し、導入計画に反映するよう努める。

⑧ 報告書の作成

上記調査検討結果について、業務報告書として取りまとめる。

⑨ 打合せ協議

業務実施にあたり、打ち合わせ協議を10回程度実施する。(その他必要に応じて開催する)

(2) 各種会議の開催支援

道の駅整備に係る各種会議の開催に際し、必要な資料データ作成や議事録作成等を行う。開催予定日は下記のとおり。

① 「道の駅」整備検討委員会

委員は、学識経験者、公募委員等を含む者からなる。令和4年3月までに5回程度開催する(その他必要に応じて開催する)。

② 「道の駅」整備推進委員会

委員は庁内関係者からなる。令和4年3月までに5回程度開催する(その他必要に応じて開催する)。

③ 関係機関との協議

道路管理者等、関係機関との協議を行うための資料作成等の支援を行う。

4 成果品

本業務の成果品をとりまとめ、次のものを提出する。

- (1) 業務報告書（A4）10部、副本（A4簡易）10部
- (2) 導入計画書（A4）10部
- (3) 上記の電子データ一式

5 その他

- (1) 本業務を適正に実施するため、受託者は発注者と密に連携をとり、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知りえた情報を本業務以外の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」により実施するものであり、エネルギーの構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱を踏まえた内容とすること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または受託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務に必要と考えられる事項については、創意工夫して提案すること。
- (5) 本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。また、本業務において作成した成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用・流用してはならない。